

◎新潟県告示第309号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和51年新潟県告示第488号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。</p>			<p>公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第1項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。</p>		
<p><b>別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</b></p>			<p><b>別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</b></p>		
水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間
福島潟（高橋から潟口橋まで）	B	ウ	福島潟（高橋から潟口橋まで）	B	ウ
新井郷川上流（潟口橋から新井郷川排水機場まで）	B	ウ	新井郷川上流（潟口橋から新井郷川排水機場まで）	B	ウ
新井郷川中流（新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで）	B	ア	新井郷川中流（新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで）	B	ア
新井郷川下流（旧加治川合流点より下流）	C	ウ	新井郷川下流（旧加治川合流点より下流）	C	ウ
新発田川（住吉橋より下流）	C	ア	新発田川（住吉橋より下流）	C	ア
安野川（全域）	A	イ	安野川（全域）	A	イ
都辺田川（全域）	A	ア	都辺田川（全域）	A	ア
新谷川（全域）	AA	ア	新谷川（全域）	AA	ア
常浪川（全域）	AA	ア	常浪川（全域）	AA	ア
早出川（全域）	AA	ア	早出川（全域）	AA	ア
奥只見貯水池（新潟県の水域）	湖沼A	ア	奥只見貯水池（新潟県の水域）	湖沼A	ア
新島崎川水域（全域）	B	ア	新島崎川水域（全域）	B	ア
郷本川水域（全域）	B	ア	郷本川水域（全域）	B	ア
島崎川水域（全域）	C	ア	島崎川水域（全域）	C	ア
柿崎川上流（吉川合流点より上流）	A	ア	柿崎川上流（吉川合流点より上流）	A	ア
柿崎川下流（吉川合流点より下流）	A	ア	柿崎川下流（吉川合流点より下流）	A	ア
吉川（全域）	B	ア	吉川（全域）	B	ア
能生川（全域）	A	ア	能生川（全域）	A	ア

早川（全域）	A	ア	早川（全域）	A	ア
姫川（県境より下流）	AA	ア	姫川（県境より下流）	AA	ア
栗ノ木川上流（亀田排水路 の新潟市道横越木津線との 交点から竹尾揚水機まで）	C	ウ	栗ノ木川上流（亀田排水路 の横越村村道2号線との交 点から竹尾用水機まで）	C	ウ
<p>（注）</p> <p>1 該当類型の欄中、「AA」、「A」、「B」及び「C」は、<u>環境庁告示別表2の1の(1)のAの類型を、「湖沼A」は、同表2の1の(2)のアの類型を示す。</u></p> <p>2 達成期間の欄中「ア」は、「<u>直ちに達成</u>」を、「イ」は、「<u>5年以内で可及的すみやかに達成</u>」を、「ウ」は、「<u>5年をこえる期間で可及的すみやかに達成</u>」を示す。</p>			<p>（注）</p> <p>1 該当類型の欄中、湖沼の表示のあるものは、<u>環境庁告示別表2の1の(2)の湖沼の表の類型を、湖沼の表示のないものは、同表の1の(1)の河川(湖沼を除く。)アの表の類型を示す。</u></p> <p>2 達成期間の欄中「ア」とは<u>直ちに達成</u>を、「イ」とは<u>5年以内で可及的すみやかに達成</u>を、「ウ」とは<u>5年をこえる期間で可及的すみやかに達成</u>を示す。</p>		